

岩手県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域 岩手郡滝沢村滝沢字大久保及び字室小路の各地内（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び滝沢村役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。